市指定・登録有形文化財（建造物）現況調査等試行業務　仕様書

1　事業概要

京都市内には市の指定・登録有形文化財（建造物）が多数あり、毎年、修理工事事業に対して補助を行っている。しかし、文化財の中には十分な安全性が確保されないままに活用されているものや、修理改修が実施できないことにより活用を見合わせているものもあるなど、経年劣化や近年増えている災害によるき損に対し、適切な修理サイクルで修理を行えていないケースが散見される。

文化財を適切に保存し保護していくためには、建造物の棟ごとに現在の劣化状況等を把握して、今後の修理サイクル等を検討し、適切な時期に所有者等に修理検討を促す必要がある。

本業務においては、実施を検討している劣化状況等の把握調査（市の指定・登録有形文化財（建造物）全数（320 棟程度））等を見据え、試行調査を行うことを目的とする。

2　委託期間

契約締結日から令和９年３月１２日（金）とする。

3　委託業務内容

受託業者は以下の業務を遂行する。

⑴　調査書（素案）の作成

京都市指定・登録有形文化財（建造物）の実態調査を試行するにあたり、別紙に示す被害状況調査書等をもとに、簡便に調査できかつ劣化度などの評価を客観的に可視化することができる調査書（素案）を作成する。

⑵　京都市指定・登録文化財（建造物）の試行調査

試行調査対象を京都市指定・登録文化財（建造物）から抽出し、調査書（素案）を用い、建造物の劣化度などの現況調査を実査する。実査後、実査結果をとりまとめるとともに、別途本市で作成している工事費の積算単価等をもとに、将来年度にわたる修理に必要な事業費を棟ごとに試算する。

⑶　調査書（案）の作成等

試行調査を通じ、当該調査書が劣化状況のレベル及び修理の緊急度を適切に示せているかを検証し、将来の調査に用いる調査書（案）を作成する。また、調査書（案）と組み合わせることになる工事費の積算単価等の妥当性も検証し、必要に応じて修正を行う。

4　成果物

本業務の実施にあたり調査した内容やデータ等をとりまとめたもの（任意様式）を、紙媒体で２部（原本がある媒体は原本１部と写し１部）及びデータ（ＣＤ－Ｒにまとめたもの）を１部提出すること。

5　版権等

⑴　本事業の実施により得られた成果物の著作権、版権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。

⑵　成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が適切な処理を行う。

6　貸与物

京都市は受託者に対し以下の資料を貸与する。貸与は業務着手時とし、業務終了時に返却することとする。なお、貸与資料については本委託業務のためにのみ使用することとし、京都市に無断で複写、配布、流用等をしないこと。個人情報の取扱いに充分注意すること。

- 指定・登録台帳（Word）
- 被害状況調査書等（Excel）
- 配置図（PDF 等）
- 各棟の平面図（jpg、PDF、JWcad）（但し、附は図面なし）
- 各棟の写真（jpg 等）
- 所有者連絡先リスト（市職員同行、連絡必要の有無などによる除外物件も有り）

7　その他

⑴　本事業に関する情報の漏洩を防ぎ、事前の合意なしに公開しないこと。

⑵　その他、仕様書に記載のない事項、又は仕様書に疑義が生じたときは、京都市と協議し、その決定に従うこと。